

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱

改正	現行
<p style="text-align: center;">市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱</p> <p style="text-align: center;"> 制定 平成21年11月25日 一部改正 平成22年 2月24日 一部改正 平成23年11月29日 一部改正 平成24年11月30日 <u>一部改正 平成26年 1月24日</u> </p> <p>(目的)</p> <p>第1条 市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、市原交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車という。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>(実施事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1) 地域計画の作成</p> <p>(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整</p>	<p style="text-align: center;">市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱</p> <p style="text-align: center;"> 制定 平成21年11月25日 一部改正 平成22年 2月24日 一部改正 平成23年11月29日 一部改正 平成24年11月30日 </p> <p>(目的)</p> <p>第1条 市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、市原交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。</p> <p>2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車という。</p> <p>3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。</p> <p>4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。</p> <p>5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p>(実施事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1) 地域計画の作成</p> <p>(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整</p>

<p>① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議</p> <p>① 協議会の運営方法</p> <p>② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項</p> <p>(協議会の構成員)</p> <p>第4条 協議会の構成員は、次の<u>区分にそれぞれ</u>掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。</p> <p>(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同第2項に規定する構成員。</p> <p>(1) 千葉運輸支局長</p> <p>(2) 関係地方公共団体の長</p> <p>① 千葉県総合企画部交通計画課長</p> <p>② 市原市長</p> <p>(3) タクシー事業者等</p> <p>① 一般社団法人千葉県タクシー協会長</p> <p>② 市原ベイタクシー株式会社 代表取締役社長</p> <p>③ 白鳥タクシー有限会社 代表取締役社長</p> <p>④ 南総タクシー有限会社 代表取締役社長</p> <p>(4) 労働組合等</p> <p>全国自動車交通労働組合連合会を代表する者</p> <p>(5) 地域住民</p> <p>一般社団法人千葉県商工会議所連合会長</p> <p>(6) その他協議会が必要と認める者</p> <p>① 千葉県警察本部交通部交通指導課長</p> <p>② 千葉県警察本部交通部交通規制課長</p> <p>③ 千葉労働局労働基準部監督課長</p> <p>④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長</p> <p>⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長</p> <p><u>2 協議会は前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。</u></p> <p><u>3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ)に申し出するものとする。</u></p> <p><u>ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として</u></p>	<p>① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集</p> <p>② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請</p> <p>③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整</p> <p>(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議</p> <p>① 協議会の運営方法</p> <p>② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項</p> <p>(協議会の構成員)</p> <p>第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。</p> <p>(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同第2項に規定する構成員。</p> <p>(1) 千葉運輸支局長</p> <p>(2) 関係地方公共団体の長</p> <p>① 千葉県総合企画部交通計画課長</p> <p>② 市原市長</p> <p>(3) タクシー事業者等</p> <p>① 一般社団法人千葉県タクシー協会長</p> <p>② 市原ベイタクシー株式会社 代表取締役社長</p> <p>③ 白鳥タクシー有限会社 代表取締役社長</p> <p>④ 南総タクシー有限会社 代表取締役社長</p> <p>(4) 労働組合等</p> <p>全国自動車交通労働組合連合会を代表する者</p> <p>(5) 地域住民</p> <p>一般社団法人千葉県商工会議所連合会長</p> <p>(6) その他協議会が必要と認める者</p> <p>① 千葉県警察本部交通部交通指導課長</p> <p>② 千葉県警察本部交通部交通規制課長</p> <p>③ 千葉労働局労働基準部監督課長</p> <p>④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長</p> <p>⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長</p>
---	---

参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会には事務局を設置する。
 - 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 9 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
 - 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員のうちタクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決は過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 千葉運輸支局長が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会には事務局を設置する。
 - 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 9 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
 - 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員のうちタクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決は過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 千葉運輸支局長が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

<p>① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。</p> <p>③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。</p> <p>④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。</p> <p>⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。</p> <p>(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合 (1) の議決方法をもって決することとする。</p> <p>11 協議会は、定期的を開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、<u>協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。</u></p> <p>12 <u>会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催の30日まえまでにその旨を公表するものとする。</u></p> <p>13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。</p> <p>。</p> <p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。</p>	<p>① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。</p> <p>③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。</p> <p>④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。</p> <p>⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。</p> <p>(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合 (1) の議決方法をもって決することとする。</p> <p>11 協議会は、定期的を開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。</p> <p>12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。</p> <p>。</p> <p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。</p>
--	--